

# 長寿医療（後期高齢者医療）制度のお知らせ

【平成20年6月12日】政府が以下のことについて決定しました。

## 保険料の軽減割合が拡大されます

### ○平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方

（保険料額決定通知書の「⑦軽減額」の欄が27,517円の方）

・均等割額を一律8.5割軽減とします。

### ○保険料額決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」の欄が58万円以下の方

・所得割額を一律5割軽減とします。

減額後の保険料のお知らせを8月以降に送付します。

なお、申請などの手続きをしていただく必要はありません。

## 保険料のお支払い方法の変更について

保険料を年金からお支払いいただいている方、10月より年金からお支払いいただく予定になっている方のうち、下記①②のいずれかの要件を満たす方は、事前に金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きを行っていただいた上、「ご本人控え」をお持ちいただき、住民課窓口へお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

①国民健康保険の保険料を確実に納付していた方で、本人（世帯主）が保険料を口座振替により納付する場合（被用者保険の被保険者であった方を除く）

②年金収入が180万円未満の方の保険料を、その方の配偶者または本人以外の世帯主が口座振替により納付する場合

※8月20日までにお申し出いただいた場合、10月から口座振替により納付いただくこととなります。その際には、9月中旬頃に今後の納期が記載された納入通知書を送付させていただきますので、ご確認ください。

住民課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに年金からのお支払いを中止する手続きを行います。8月20日を過ぎてお申し出をいただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、12月分以降の年金から中止させていただくこととなります。ご了承ください。